

早稲田大学博士論文(概要)		
学位記	文科省報告	
2006 4313	甲 乙	2275



博士学位請求論文概要

朝克図 (チョクト)

本論文は、「チンギス・ハーンの大ジャサ」と称されるモンゴル帝国期の法の実態を明らかにするために、モンゴル帝国期のモンゴル語史料・ペルシア語史料・漢文史料の記載に基づき、モンゴル帝国時代における「ジャサグ *jasay*」——「ジャサ *jasa*」に同じ。ペルシア語史料では「ヤサ *yāsā*」、「ヤサク *yāsāq*」——、「ジャルリグ *jarliy*」、「ビリグ *bilig*」、「ヨスン *yosun*」について、それらの概念、それぞれの相互関係について分析・検討し、さらに、通説において「ジャサ」であると見なされた、モンゴル帝国における成文法典に関する諸問題について考察を行ったものである。

本論文は、六つの章によって構成されている。

第一章においては、主に、モンゴル帝国期に書かれたイスラーム史料における「ヤサ *yāsā*／ヤサク *yāsāq*」（「ジャサ」に同じ）に関する記載を検討し、ペルシア語史料の『世界征服者の歴史』や『集史』において、チンギス・ハンの「ヤサ／ヤサク」であるとされたものが、基本的には、《様々な状況、局面において発されたチンギス・ハンの意思そのものと関係があり、その中には、法規も、訓言も、国家制度も、対外政策も含まれている》と理解されており、モンゴル帝国の秩序や規則、国制に関わる重要事から、ハーンの指示や命令に至るまで「ヤサ」と関係があったということを確認した。そして、「ヤサ」とは、ハーンの指示や命令に従わない場合には罪に問われるものであるとされ、ハーンの命令そのものが「ヤサ」として機能していたことが明らかとなった。

第二章では、『モンゴル秘史』におけるジャサの諸用例を分析し、モンゴル帝国期における「ジャサ」が如何なる概念であるかを検討した。その結果、モンゴル帝国期のモンゴル語「ジャサグ」とは、元来、具体的な内容をもつ命令・規定・制度そのものを意味する用語ではなく、具体的な内容は「ジャルリグ（仰せ）」—— 命令から規定、制度までをも含む—— にあるのであり、これに違反した場合、制裁・罰を加える、と

いう文脈において、「ジャサグ」という語が現れることが確認された。そして、「ジャサグ」とは、違反者に対する制裁・罰則を伴う、という属性を示す抽象的な概念に過ぎないことが明らかとなった。

第三章では、モンゴル帝国期のモンゴル語「ジャルリグ」とは天命を受けたチンギス・ハンと彼の継承者たるハーンたちの「仰せ」であり、「ジャサグ」的な属性を持つ「ウゲ（言葉）」が、天命を受けたハーンの「仰せ（ジャルリグ）」として発された場合、それらのうち、一過性の命令ではなく、持続性を持つものが「法」として機能した、と理解すべきものであることが明らかとなった。

第四章では、モンゴル帝国期の「ヤサ」と「ビリグ」の関係について検討した。そして、モンゴル支配下のイスラーム教徒にとって、チンギス・ハンが定めた、罰則を伴う規定が「チンギス・ハンのヤサ」であり、チンギス・ハンが発した箴言・教訓——これは、罰則は伴わなかつたようである——が「チンギス・ハンのビリグ」であると認識され、それぞれ文字化されて、書物として歴代君主のもとに継承されたことを確認した。そして、元朝の漢文史料に見られる「太祖金匱貴宝訓」および「太祖寶訓」とは「チンギス・ハンのビリグ」であり、ジャサとは関係がないと推測した。

第五章では、まず、ペルシア語史料における「ヨスン yūsūn」が、モンゴル語の「ヨスン yosun」とは概念の上で若干の相違があり、イスラーム法的な観念のもとに解釈された、法的規範をも持つ「慣習」即ち「慣習法」という意味で使われていたということを指摘した。そして、ペルシア語史料に見られる「ヤサ・ヨスン (yāsā wa yūsūn)」という語句は、「ヤサ」と「ヨスン」と別々に分けてそれぞれの概念を別個のものとして理解すべきではなく、類義の二つの単語を並列させて一つの意味を表したものであり、イラン人ムスリムの観念のもとに解釈された「慣習法」という意味であるということを確認した。

次いで、『秘史』における「ヨスン yosun」およびそれと同語根の用例を分析し、「ヨスン」とは「慣習法」という意味のみに限定されるものではなく、物事の経緯や原因などを指す言葉として使われていることを確認した。なお、『秘史』における「トル törö」「ドル dörö」の両語についても検討し、これらも、ものごとの道理・原理・原則という意味で、「ヨ

スン」とほぼ同義であることを確認した。そして、「ヨスン」とは、正当な理由に基づく規定であり、永続的に守り続けることが要求されているものであり、そのような意味において「ジャサグ」的な属性を持つものであるということを明らかにした。

第六章においては、まず、漢文史料やペルシア語史料に見られる「大ジャサ（ヤサ）」——先行研究において、しばしば成文法典であると見なされた——について検討し、「大ジャサ（ヤサ）」とは、成文法典としてのジャサを意味するものではなく、単に《偉大なるジャサ》という意味に過ぎないという事実を確認した。そして、本来「違反者への制裁・罰を伴う」という抽象的な属性を示すに過ぎなかったモンゴル語の「ジャサ」が、ペルシア史家たちによって、具体的な法的規範や守るべき規則として認識され、この観念がマムルーク朝エジプトのマクリーズィーに踏襲され、さらに、ヨーロッパ人研究者たちによっても受容され、今日に至るまでの「ジャサ」に関する通説の基底となった、ということを指摘した。

次いで、『秘史』および元朝の漢文史料に見られる『青冊』に関する記述を分析・検討した。そして、『青冊』に記された内容には、モンゴル王侯たちに与えられた分民（戸口）や、ジャルグ（裁判）審理の記録——判例法に当たる——が含まれ、それらはいずれも「ヨスン」として子々孫々に至るまで変更してはならず、それに違反する者には処罰が科せられるという「ジャサ」としての属性を有していた、ということを明らかにした。

以上の検討・考察によって導き出された諸点に注意しつつ、チンギス・ハンの大ジャサの真の姿について、あらためて確認してみると、以下のように言える。

まず、多くの先行研究において、「チンギス・ハンの大ジャサ（ヤサ）」とはチンギス・ハンの定めた法律であり、それを成文化したものが、「大ジャサ」という法典である、と普通に考えられてきた。しかし、本研究における考察の結果、この定説は全面的な再考が必要となった。

すなわち、モンゴル帝国時代のモンゴル語の「ジャサグ *jasay*」とは、元来、具体的な内容をもつ法的規範・命令・制度を意味する用語ではな

く、違反者に対する制裁・罰を伴うという属性を示す、抽象的な概念であった。ところが、モンゴル帝国期において既に、この「ジャサグ（ジャサ、ヤサ、ヤサク）」は、非モンゴル人によって、本来のモンゴル語の意味とは異なった解釈がなされ、ペルシア語史料や漢文史料において、あたかも、実体を持つ何らかの法的規範またはそれに準ずるものであるかのように記された。そして、先学たちは、このような、概念的に若干歪められた非モンゴル語史料における「ジャサ（ヤサ、ヤサク）」に引きずられ、モンゴル語ではもとより実体のない抽象的な概念である「ジャサ」の具体的な姿を明らかにしようと、試み続けてきたのであった。

なお、モンゴル帝国期のモンゴル語「ジャサグ」には、「処罰」、「統治」、「権力」に深く関わる性質が内包されており、そこから、現代モンゴル語の「jasay／засаг」（政府、政権）の意味が派生していった、と考えられる。しかし、いずれにしても、モンゴル帝国の「法」は、「ジャサ」というものではなかったのである。

そこで、モンゴル帝国における「法」についてあらためて確認してみると、従来、モンゴル法制史研究において、「ジャサ」はモンゴルの法律であり、「ヨスン」はモンゴルの慣習法であると考えられてきた。しかし、「ジャサ」は「法」でないことが明らかとなつたので、モンゴル帝国における「法」の実態についても再考する必要がある。

まず、「違反者に対する制裁・罰を伴う」というジャサ的な属性を持つものは、言うまでもなく、法的権威を持っている。天命を受けたチンギス・ハンと彼の後継者の「ウゲ（言葉）」である「ジャルリグ（仰せ）」の中には、「ジャサ」的な属性を持つものが含まれ、それらのうち、持続性を持つものが「法」として機能した（「ジャルリグ」そのものが概念上「法」であるわけではない）。そして、モンゴル帝国の成立後、天の力を得たチンギス・ハンの権力が絶対化されたことにより、彼が定めた——勿論、それは、彼の「ジャルリグ（仰せ）」によるものである——諸々の基本政策や制度は、変更してはならない拘束力を持つ「ヨスン」となった。それらのヨスンは、反したものには罰則を行うという権威を有していたため、その機能から考えてみても、まさしく「ジャサ」的な属性を備えている。従って、「ヨスン」こそが、守るべき規定、すなわち、制定法であったことが明らかとなる。つまり、モンゴル帝国の「法」を考

察する場合、その対象とすべきでものは、「ヨスン」の内容であるのである。

また、箴言・教訓である「ビリグ」についても、チンギス・ハンが発したビリグには、一定の守るべき拘束力があった。しかし、ビリグには、違反者に対する制裁・罪を伴うという「ジャサ」的な側面はなかったようである。

さて、これら、「ヨスン」と「ビリグ」は、後に成文化され、書物として記録された。それらの現物は今日に至るまで存在を確認することができないが、同時代史料から、クビ（取り分、分民）の分与やジャルグの審理を記した『青冊』、および、チンギス・ハンのビリグの記録が存在していたことが確認される。そして、これらの『青冊』やビリグの記録が作成された目的や果たしていた役割から考えると、それらが成文法典として機能していたことは疑いの余地がない。なお、ペルシア語史料に見える『大ヤサ書』——この名称は、ペルシア人の「ヤサ」に対する「認識ギャップ」のもとに作られたものであると思われる——が具体的に如何なる内容を持つものであったのかという問題については確たる情報を得ることができなかつたが、それが成文の法的規範であったことは確かであろう。

これら、「ジャサ」、「ジャルリグ」、「ヨスン」、「ビリク」という概念をそれぞれ正しく理解することによって、初めて、モンゴル帝国における「法」というものの姿を明らかにできるのではないか、と考えられる。